

# 議 案 概 要

〈令和 2 年第 4 回定例会〉

【追加提案】

向 日 市

議案件数 1 件

条例案件 1 件

議案第 99 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について -- 1

議案第99号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

[総務部人事課]

[改正の趣旨]

人事院勧告に準じ、職員及び市長等特別職の期末手当の額の改定などを行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」及び「向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

第1条関係（向日市職員の給与に関する条例）

勤末手当の支給月数の改定

令和2年12月の勤末手当の支給月数を、0.05月引き下げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.30月	<b>1.25月</b>	<b>2.55月</b>
現行	1.30月	1.30月	2.60月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
合計	2.25月	<b>2.20月</b>	<b>4.45月</b>
現行	2.25月	2.25月	4.50月

第2条関係（向日市職員の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和3年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
合計	<b>2.225月</b>	<b>2.225月</b>	<b>4.45月</b>

第3条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和2年12月の支給月数を、0.05月引き下げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.70月	<b>1.65月</b>	<b>3.35月</b>
現行	1.70月	1.70月	3.40月

第4条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和3年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
期末手当	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.35月</b>

第5条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

向日市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）を準用する条文について、改正後の給与条例の規定による支給月数ではなく、改正前の支給割合とする読替月数を定めるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
現行	1.30月	1.30月	2.60月

第6条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和3年度以降の期末手当の支給割合について、給与条例に定める支給月数を適用することから、読替規定を削るもの

	6月	12月	合計
期末手当	<b>1.275月</b>	<b>1.275月</b>	<b>2.55月</b>

〔施行期日〕

第1条、第3条及び第5条関係 公布の日

第2条、第4条及び第6条関係 令和3年4月1日